Ⅲ. 移行前後の業務運用等について(貨物関連)

1. 輸出貨物情報

(1) 航空貨物関係

第5次NACCSで登録されている航空貨物に係る輸出貨物情報は、全て第6次NACCSに移行します。したがって、基本的に後続業務に影響はありません。

ただし、移行対象となるデータ量を極力減らすため、更改後(第6次NACCS稼働後)の登録でも航空機への搭載に影響が出ない場合については、更改後に当該航空機に係る貨物情報の登録を行っていただきますようお願いします。

(2) 海上貨物関係

① 輸出貨物情報の移行

第5次NACCSで登録されている海上貨物に係る輸出貨物情報は、原則全て第6次NACCSに移行しますので、基本的には後続業務に影響はありません。

ただし、海上システムに登録された航空貨物情報に関しては、更改後の後続業務に影響が生じる場合があります。更改直前にあっては、第5次NACCSで業務処理の完結ができない場合、海上システムにおいて航空貨物情報の登録を行わないようお願いします。

また、移行対象となるデータ量を極力減らすため、更改後(第6次NACCS稼働後)の登録でも本船への船積みに影響が出ない場合等については、更改後に当該本船に係る貨物情報の登録等を行っていただきますようお願いします。

② 移行処理に伴う留意事項

イ 第6次NACCSで業務統合を行う業務に係る移行処理

第6次NACCSへの更改に合わせて業務統合を行う次の業務については、第5次NACCSで登録された情報を、統合後の新規業務の入出力項目表に基づく内容に変換して移行します(例えば、統合の結果、入力項目の桁数が削減される場合、更改後に呼出し業務を実施すると、削減後の項目桁数に基づいた出力となります。)。

第5次NACCS	第6次NACCS	
船積指図書(S/I)情報登録(SIR)	船積指図書(S/I)情報登録	
船積指図書(S/I)情報登録(SIR02)	(SIR)	
S/I情報登録(EIR)	S/I情報登録(EIR)	
S/I情報登録(EIRO1) (国際連携)		
船積確認事項登録(コンテナ船用)(ACLO1)		
船積確認事項登録(コンテナ船用) (SWB用)	ACL情報登録(コンテナ船用)	
(ACL03)	(ACL01)	

船積事項確認登録(在来船用)	(ACL02)	
船積確認事項登録 (在来船用)	(SWB用)	ACL情報登録(在来船・自動車船 用)(ACLO2)
(ACL04)		(ACLUZ)

ロ ACL業務における留意事項

第5次NACCSで「船積確認事項登録(コンテナ船用)(ACL01)」業務又は「船積事項確認登録(在来船用)(ACL02)」業務において仮登録を行った情報については、原則、第5次NACCS稼働中に本情報登録まで実施していただきますようお願いします。

(注) 第 5 次NACCSの仮登録情報についても、業務統合後のACL01業務又はACL02業務の仮登録情報として移行しますが、例えば、第 5 次NACCSでは分割となっている「荷送人等住所 $1\sim4\%$ 」を移行時に第 6 次NACCSの仕様に合わせるため、システムで自動的に結合処理を行います。移行後の画面表示が想定と異なる場合がありますので、あらかじめご了承願います。

※ 第5次NACCSの「荷送人等住所1~4」は移行処理で結合を行い、「荷送 人等住所・電話番号」欄に移行することとしています。

ハ 「船積確認登録(CCL)」業務における留意事項

CCL業務未済の場合、港湾統計用データの収集に影響が出るため、第5次NACCSで「船積事項登録(CLR)」業務まで実施している貨物については、第5次NACCS稼働中に「船積確認登録(CCL)」業務まで実施していただきますようお願いします。

2. 輸入貨物情報

(1) 航空貨物関係

第5次NACCSで登録されている航空貨物に係る輸入貨物情報は、全て第6次NA CCSに移行します。したがって、基本的に後続業務に影響はありません。

ただし、移行対象となるデータ量を極力減らすため、更改後(第6次NACCS稼働後)の登録でも業務に影響が出ない場合等については、更改後に貨物情報の登録を行っていただきますようお願いします。

また、システム停止時間帯に報告期限となる「積荷目録事前報告(ADM01)」業務がある場合は、第5次NACCS稼働中に実施してください。

なお、「輸入便情報」についても全て第6次NACCSに移行します。

(2)海上貨物関係

① 輸入貨物情報の移行

第5次NACCSで登録されている輸入貨物情報は、全て第6次NACCSに移行します。したがって、基本的に後続業務に影響はありません。

ただし、海上システムにおいて登録された航空貨物情報に関しては、更改後(第6次NACCS稼働後)の後続業務において影響が生じる場合がありますので、第5次NACCSで業務処理の完結が見込まれない場合は、海上システムにおいて航空貨物情報の登録を行わないようお願いします。

また、移行対象となるデータ量を極力減らすため、更改後の登録でも業務に影響が出ない場合については、更改後に貨物情報の登録等を行っていただきますようお願いします。

② 移行処理に伴う留意事項

イ B/L番号の仕分け枝番の運用

第5次NACCSで仕分け等が行われ、枝番が付与された貨物について第6次NACCSでさらに仕分け等を実施する場合は、第6次NACCSの仕様に基づき枝番を付与します。

第5次NACCSでの仕分け		第6次NACCSでの仕分け				
当初 B/L 番号	仕分け後	再仕分け後	移行後仕分け	移行後更に仕分け		
NACS0000001	NACS0000001 <u>A</u>	_		_		
	NACS0000001 <u>B</u>	NACS0000001 <u>C</u>		_		
		NACS0000001 <u>D</u>	NACS0000001 <u>DA</u>	_		
			NACS0000001 <u>DB</u>	NACS0000001 DBA		
				NACS0000001 <u>DBB</u>		

B/L番号の仕分けイメージ

ロ 「貨物情報照会(ICG)」業務での貨物状況コード

第5次NACCSにおいて蔵入承認となり、第6次NACCSに移行された貨物情報については、「END(削除表示設定)」として出力されます。

注:第6次NACCSで蔵入承認となった貨物情報(蔵入承認後の貨物管理ありの蔵置場の場合)についてICG業務を実施した場合の貨物状況コードは「IS(蔵入承認済)」と出力されます。

ハ 「貨物在庫状況照会(IWS)」業務での蔵入承認済貨物の照会

第5次NACCSで蔵入承認となり、第6次NACCSに移行された貨物については、IWS業務で貨物識別「E(蔵入承認済貨物)」による照会では対象外となります。当該識別による照会は、第6次NACCSで蔵入承認となった貨物情報が対象となります。

ニ 蔵入承認済貨物の後続業務

第5次NACCSで蔵入承認となり併せ運送中の貨物は、第6次NACCS移行後に搬入された場合であっても、第6次NACCSで提供する「蔵入承認貨物の後続業務可能化」の対象外となります。

ホ 「輸入コンテナ引取予定情報通知(ID通知)(RSS01) | 業務の取り扱い

第6次NACCSでは、「貨物情報仕分け(CHJ)」業務により仕分けされた親B/Lに対しても「輸入コンテナ引取予定情報通知(ID通知)(RSS01)」業務が可能となりますが、第5次NACCSでCHJ業務により仕分けされ、第6次NACCSに移行された親B/Lは、対象外(RSS01業務は実施不可)となりますのでご留意ください。

へ 移行されたデータの保存期間

第6次NACCSでは、貨物情報等の一部について保存期間の見直しを実施していますが、第5次NACCSから移行される次の情報について、第6次NACCSで更新が行われない場合は、第5次NACCSの保存期間で削除されますのでご留意ください。

A 海上貨物情報

- ・バラ貨物で輸入等許可済みの海上貨物情報(輸入等許可日を含め6日保存(日祝除く))
- ・コンテナ貨物で輸入等許可済みで搬出された海上貨物情報(搬出日を含め6日保存 (日祝除く))

B コンテナ情報

- ・「積荷目録提出(DMF)」業務実施後、後続業務が実施されていないコンテナ情報(DMF業務で入力した入港年月日を含め6日保存(日祝除く))
- ・実入コンテナで「船積情報登録(CLR)」業務により船積処理されたコンテナ情報(CLR業務実施日を含め6日保存(日祝除く))

(3) 出港前報告(海上)

① 出港前報告の運用

移行に伴うシステム停止時間帯に出港前報告の期限が到来する場合は、第5次NAC CSサービス終了前までに出港前報告を行ってください。また、第6次NACCS稼働 後、出港前報告を行うにあたっては、以下の点にご留意ください。

イ 電話番号必須化に伴う報告情報訂正に際した留意事項

第5次NACCSで出港前報告した情報のうち、荷送人、荷受人、着荷通知先それぞれの電話番号欄が未入力の情報に関しては、同欄をスペースの状態で第6次NACCSに移行します。このため、第6次NACCS稼働後、当該出港前報告情報に対して、「出港前報告訂正(CMR)」業務または「出港前報告訂正(ハウスB/L)(CHR)」業務にて訂正を行う場合は、電話番号が未入力の状態で送信を行いますとエラーとなりますので、必ず電話番号を入力のうえ、業務を実施していただきますようお願いします。

ロ 出港前報告情報に基づく「積荷目録提出(DMF)」業務

「積荷目録提出(DMF)」業務を行う「船舶コード+船卸港コード+船卸港枝番」に対して、第5次NACCSで1件以上「積荷目録情報登録(MFR)」業務が行われている積荷目録情報の場合は、MFR業務を省略したDMF業務は実施不可となりますので、第6次NACCSにおいて、全ての積荷目録情報をMFR業務で登録後、DMF業務を実施してください。

なお、サービスプロバイダ経由で出港前報告を行っている場合は、必要に応じて、以下の内容をあらかじめご利用のサービスプロバイダーと調整等していただきますようお願いします。

ハ 第5次NACCSとの接続停止日時及び第6次NACCSとの接続開始日時 あらかじめご利用のサービスプロバイダに、第5次NACCSとの接続停止日時及 び第6次NACCSとの接続開始日時を連絡してください。なお、第6次NACCS との接続開始日時以降の報告は、第6次NACCSの業務仕様に基づく報告となりま す。

ニ 申請者 I D発給システムの停止

申請者 I D発給システムについては、移行作業の関係から平成29年9月24日(日)19:00をもって利用を停止します。同システムについては、第6次NACCS稼働にあわせて、10月8日(日)05:00に稼働する予定としています。

したがって、この期間は新規申請者 I Dの取得、登録情報の更新を行うことはできません。

(4) 保税運送申告関係

第5次NACCSで登録されている保税運送申告情報は、全て第6次NACCSに移行します。したがって、後続業務に影響及び移行前後でご留意いただく事項はありません。